

嬉野市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査結果を次のとおり公表する。

令和6年12月3日

嬉野市監査委員 三根 清和

嬉野市監査委員 大久保 正人

第1 監査実施日

令和6年11月11日、13日

第2 監査の対象

1 事業名：令和5年度新幹線通勤通学定期券購入

対象：個人（申請者）のべ192件

所管課：企画政策課

事業費：5,521,326円

補助額：5,521,326円

2 事業名：令和5年度コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

対象：下宿地区

所管課：企画政策課

事業費：22,000,000円

補助額：15,000,000円

3 事業名：令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急対策事業

（経済活性化事業）

対象：嬉野市商工会

所管課：観光商工課

事業費：172,300,000円

補助額：172,300,000円

4 事業名：令和5年度地域商社推進事業

対象：嬉野市商工会

所管課：観光商工課

事業費：2,000,000円

補助額：2,000,000円

5 事業名：令和5年度志田焼の里博物館指定管理

対象：志田焼の里振興会

所管課：観光商工課

委託料：10,614,000円

6 事業名：令和5年度さかの稼げる水田農業推進事業

対象：下童農事組合法人

所管課：農業政策課

事業費：8,680,000円

補助額：4,557,000円

7 事業名：令和5年度さかの稼げる水田農業推進事業

対象：農事組合法人アグリ三新

所管課：農業政策課

事業費：8,680,000円

補助額：4,123,000円

8 事業名：令和5年度経営開始資金

対象：個人13名

所管課：農業政策課

事業費：17,575,499円

補助額：17,575,499円

9 事業名：令和5年度廃止路線代替バス運行費

対象：3団体

所管課：新幹線・まちづくり課

事業費：19,089,500円

補助額：19,089,500円

10 事業名：令和5年度生活交通路線維持費

対象：2団体

所管課：新幹線・まちづくり課

事業費：72,411,000円

補助額：72,411,000円

11 事業名：令和5年度伝統的建造物群保存対策事業

丹生神社二ノ宮社保存修理工事

対象：塩田区

所管課：教育総務課

事業費：4,650,000円

補助額：4,650,000円

第3 監査方法

監査の実施に当たっては、所管課及び財政援助団体等から提出された財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類について審査するとともに、関係者から事情を聴取した。なお、必要と認めたものについては現地調査を実施した。

第4 監査結果

1 令和5年度新幹線通勤通学定期券購入

- ・個人（申請者）のべ192件及び企画政策課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。

担当課におかれては、補助金交付申請書の添付書類に関して、2年目以降の確認方法の見直しや、事業所印の押印など検討すべき点が見受けられた。

また、特異な事例の申請の場合は、その理由を明記すべきである。

事業の継続にあつては、成果指標の設定、効果検証など補助金交付要綱の見直しも含めた検討を要望する。今後も適切な事務処理に努められたい。

2 令和5年度コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

- ・下宿区及び企画政策課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。さらに、現地調査を実施し、施設の管理状況、運用状況を確認し、良好な管理、有効な運用を確認した。

登記証明書など重要書類の保管、公有水面の更新など、確実な補完処理を行われたい。また、今年度は無料となっている施設使用料については、施設の維持のためにも、利用者負担を検討され、今後も施設の有効活用に努められたい。

担当課におかれては、事前着手承認申請書が法人名でなく個人名で記載さ

れているもの、確定通知書の一部記載が異なるなど、文書に確認不足と思われる誤りが見受けられた。適切な事務処理に努められたい。

3 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急対策事業（経済活性化事業）

・嬉野市商工会及び観光商工課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行されていた。

昨年度のうれしかードポイントの関連事業であり、事務処理について昨年度と比較して改善されていることが確認できたが、申請書等に添付されている収支予算書の予算額、収支精算書の精算額の積算内訳が明確にされていないなど、内容の記載の不足がみられた。詳細な記載をされ、適切な事務処理に努められたい。

担当課におかれては、書類の審査を的確に行い、事業団体に適切な指導をなされたい。

なお、うれしかードの利用促進には、加盟店の増加が不可欠である。今後も、担当課と団体等とで連携を図り、更なるうれしかードの利用促進に努めていただきたい。

4 令和5年度地域商社推進事業

・嬉野市商工会及び観光商工課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行されていた。本事業は、地場産品を活用して開発された新商品の認知度向上、更なる販路開拓など、販売システムの磨き上げを目的とされた事業であり、販売ルートを確立され、小売等の販売に繋げるなど明確な成果が出ている。

事務処理について、申請書等に添付されている収支予算書の予算額、収支精算書の精算額の積算内訳が明確にされていないなど、内容の記載の不足がみられた。詳細な記載をされ、適切な事務処理に努められたい。

担当課におかれては、書類の審査を的確に行い、事業団体に適切な指導を

なされたい。

5 令和5年度志田焼の里博物館指定管理

・志田焼の里振興会及び観光商工課

委託料に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。

当団体は、施設の指定管理を受託され、経費の管理や自主事業の実施など、たいへん苦勞をされながら運営をされていると見受けられた。

担当課におかれては、書類の審査を的確に行い、当団体が指定管理業務を適切に遂行されるよう、両者連携して努められたい。

6 令和5年度さかの稼げる水田農業推進事業

・下童農事組合法人及び農業政策課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。さらに、現地調査を実施し機械の管理状況、機械全体の運用状況を確認し、良好な管理、有効な運用を確認した。

担当課におかれては、機械の購入に係る一連の書類の原本全てを担当課が保管し、団体においてカラーコピーを保管されていたことは不適切である。

機械購入の議事承認が確認できる総会資料の不足、変更承認申請書への機械名の記載もれ、交付申請等において経費の配分及び負担額の減額理由が不明確であった。

公文書の管理、事務処理について、今一度確認検討され、見直しを要望するとともに、今後は適切な事務処理に努められたい。

今後とも、団体やその他の関係機関と連携を図り、更なる事業推進に努められたい。

7 令和5年度さかの稼げる水田農業推進事業

・農事組合法人アグリ三新及び農業政策課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。団体の会則や事務局規程、会計処理規程等を定められ、これに沿って事業を実行されていることを確認した。

農業用機械倉庫の現地調査を実施し、倉庫の管理状況、全体の運用状況を確認し、良好な管理、有効な運用を確認した。

担当課におかれては、交付申請書において、経費の配分及び負担額の減額理由が不明確であった。適切な事務処理に努められたい。

今後とも、団体やその他の関係機関と連携を図り、更なる事業推進に努められたい。

8 令和5年度経営開始資金

・個人13名及び農業政策課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。

本事業は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農準備または、経営開始直後の資金を補助するものである。本事業の当市の利用者は年々増加しており、人材の呼び込みと定着に効果が出ているものと見受けられる。

担当課におかれては、本事業を利用し、更なる新規就農者の確保と、就農前から就農、経営発展に関しての指導、助言についても努められたい。

9 令和5年度廃止路線代替バス運行費

・3団体及び新幹線・まちづくり課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行されていた。

補助金交付申請書に記載されている、補助対象期間における損益状況につ

いて積算が確認できる資料の添付が無いため、事業成果の確認が不明確であった。事業主体団体及び担当課におかれては、補助金交付申請に係る資料の根拠となるものの添付が必要であると考え。事務処理について検討されたい。

10 令和5年度生活交通路線維持費

・2団体及び新幹線・まちづくり課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行されていた。

補助金交付申請書に記載されている、補助対象期間における損益状況について積算が確認できる資料の添付が無いため、事業成果の確認が不明確であった。事業主体団体及び担当課におかれては、補助金交付申請に係る資料の根拠となるものの添付が必要であると考え。事務処理について検討されたい。

11 令和5年度伝統的建造物群保存対策事業丹生神社二ノ宮社保存修理工事

・塩田区及び教育総務課

補助金交付に関しては、その目的に従い執行され、経理についてもおおむね適切に処理されていた。

担当課においては、補助金交付の事務について、嬉野市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱（平成18年教育委員会告示第15号）及び嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定められた、事業等の内容変更の事務処理、その経緯の不明確な点が見受けられた。

今一度、補助金交付要綱、補助金交付規則の確認を行われ、適切な事務処理に努められたい。

また、本事業により、修理された建造物について、歴史的風致の維持及び向上に努められたい。

第5 まとめ

以上の各補助金等については、その目的に従い適正に執行されたと認められた。しかしながら、事務処理の一部において、不備が見受けられたため、今回指摘のあった事項については、確実に是正されたい。

補助金は、財源が税金で賄われており、公益上の必要性があるものに対して交付される性質上、関係法令に基づき正確かつ適正な事務処理が当然求められるものである。

したがって、事務処理に当たっては、市交付規則等その他関係法令を再度十分に確認し、適正かつ第三者からの疑義が生じることのない書類の作成を行い、交付団体に対する指導監督の徹底と連携を図り、公正かつ合理的、効果的な補助金の運用に努められたい。